

最高裁秘書第1612号

令和4年5月31日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年5月24日に答申（令和4年度（情）答申第7号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情）諮問第40号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和4年1月7日（令和3年度（情）諮詢第40号）

答申日：令和4年5月24日（令和4年度（情）答申第7号）

件名：横浜地方裁判所において当事者から法廷電源を使用したいとの申出があつた場合の取扱いを決定した際に作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「「裁判所は、今後、当事者から法廷電源を使用したいとの申し出がある場合は、特段の事情がない限り、制限しない。」ことを決定した際に作成し、又は取得した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、横浜地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、横浜地方裁判所長が令和3年11月29日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定の裁判官が、特定年月日の三者協議において、「裁判所は、今後、当事者から法廷電源を使用したいとの申し出がある場合は、特段の事情がない限り、制限しない。」ということを確認しているところ、当該確認は、横浜地方裁判所としての決定であると思われるから、その根拠として本件開示申出文書が存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 原判断において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書

は存在しなかった。

2 苦情申出人は、苦情の申出書に添付のブログ記事によれば、特定の裁判官が、検察官及び弁護人との三者協議において、裁判所は、今後、当事者から法廷電源を使用したいとの申し出がある場合は、特段の事情がない限り、制限しないことを確認しているところ、横浜地方裁判所が当該確認を行うことを決定した際の司法行政文書が存在する旨主張する。しかし、当事者から法廷電源を使用したいとの申し出がなされた際の許否の判断は、その必要性等を勘案して個別にされるべきものであり、原判断庁が庁として苦情申出人が主張するような意思決定をした事実はなく、本件開示申出に係る司法行政文書は存在しない。その他、本件開示申出に係る文書が存在することをうかがわせる事情も存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年1月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月14日 審議
- ④ 同年5月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 当事者から法廷電源を使用したいとの申出がなされた際の許否の判断は、その事柄の性質上、裁判所が必要性等を勘案して個別に判断すべきものである。したがって、原判断庁が庁として苦情申出人が主張するような意思決定をした事実はなく、本件開示申出に係る司法行政文書は存在しないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、三者協議における確認内容からすれば、当該確認は、横浜地方裁判所としての決定であるから、本件開示申出文書は存在する旨主張するが、仮に特定の被告事件において前記のような確認があったとしても、当該確認は

個別の裁判体の判断であるから、上記主張を採用することはできない。そのほか、横浜地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、横浜地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、横浜地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子